

国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生から3年が経過した。

この間、被災者又は被害者、被災自治体、国の関係機関の努力により、復興は徐々に進んではいるものの、その進捗は十分とはいえない状況にある。

平成26年3月10日の新聞報道によると、同日現在で、避難者数は全国で267,419人（被災三県では岩手県34,847人、宮城県89,882人、福島県85,589人）にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられている。

一方、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で約9%前後と遅れが目立っている。

また、原発事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほどに、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われる。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にある。

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊しており、様々な問題を抱えることとなった被災者又は被害者の法的ニーズは極めて大きいものがある。このため、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」という。）の成立に伴い、創設された「東日本大震災法律援助事業」は、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールとなっている。

被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から3年を経ても、未だ大きいものとなっている。

今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、

区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われる。

しかしながら、本特例法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、平成27年3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになるが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがある。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねない。

よって、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月16日

福島県伊達市議会議長 安藤 喜昭

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

法務大臣 上川 陽子 様